

## 令和4年度 第1回三重県最低賃金審議会小委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月3日（水） 13時20分～13時40分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員  
公益代表 藤本 真理 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表 葛山真由美 藤岡 充昭 前田 良彦  
使用者代表 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己

### 4 議題

- (1) 委員長・委員長代理の選出
- (2) 特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について

### 5 開 会

#### （賃金係）

定刻より10分程早いですが、只今から令和4年度第1回三重県最低賃金審議会小委員会を開会させていただきます。

開会にあたりまして労働基準部長から、ご挨拶を申し上げます。

#### （部 長）

皆様お疲れ様です。

基準部長の片野でございます。

本日大変お暑い中、小委員会とこの後も引き続いて部会がございますけれども、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の小委員会、改正の申出書が提出をされております。ガラス・同製品製造業等4業種あります。この改正の必要性の有無についてご審議をいただきたいというふうを考えております。

冒頭簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日よろしく願いいたします。

### 6 議 事

#### （1）委員長・委員長代理の選出

#### （賃金係）

続きまして、小委員会を進めるにあたりまして、先ず始めに、委員長、委員長代理を選任していただき、議事を進めていただくこととなります。

安井会長いかがいたしましょうか。

(安井会長)

ご指名ですので、私の意見を述べさせていただきます。委員長に三好委員を、委員長代理には藤本委員ということに決めさせていただこうと思いますが、皆様いかがでございましょうか。

— 意義なしの声 —

(安井会長)

異議なしというご発言をいただきました。ありがとうございます。

(賃金係)

それでは、これよりの委員会の運営進行は三好委員長の方でよろしくお願いいたします。

(2) 特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について

(委員長)

三好でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、始めさせていただきます。

去る7月13日に三重労働局長から安井会長に諮問されました今回の特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無ということで、これから労使双方ご審議をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(室長)

それでは、私の方から説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

特定（産業別）最低賃金の申出書の提出があったのは、ガラス・同製品製造業、電線・ケーブル製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の4業種となっております。

こちらをご覧くださいますと、申出合意労働者数が適用労働者数のおおむね3分の1以上という申出の要件がございます。

この表の黄色で塗潰してある「⑩合意比率」にそれぞれございますように、ガラス・同製品製造業で48.8%、電線・ケーブル製造業で69.8%、電気機械器具製造業で59.0%、輸送用機械器具製造業で49.8%ということで、それぞれ「おおむね3分の1以上」という要件は満たしているところでございます。

また、それぞれ4業種とも、⑫協約による最低額から、⑬現行の産別の最賃額を引いた額でございます。ピンク色で塗潰してある「差額・時間額」が、ガラス・同製品製造業ですと協約による最低額が1,065円、最賃額が923円ですので、その差が142円ということで、言い換えれば142円まで引き上げることが可能であるということになります。

そういうことで電線・ケーブル製造業でその差が 101 円、電気機械器具製造業で 83 円、輸送用機械器具製造業で 46 円となっていますので、ご協議の際にはこちらの金額も一つ念頭においていただき、ご協議いただければと思いますのでよろしくお願ひします。

申出書写は、第 2 回本審の資料 9 にお付けしたとおりでございます。

資料 2 は、特定（産業別）最低賃金 4 業種と地域別最低賃金額の推移と格差をまとめたものでございます。

資料 3 は、4 業種の最低賃金基礎調査の中間集計を取りまとめたものを付けさせていただきます。

見方に付きましては、ガラス・同製品製造業を例にとりて見てみますと、現在、923 円が最低賃金になりますので、メーカーが引かれている 922 円以下が最低賃金より低い金額を支払っていることとなります。

資料 4 は、4 業種について、今年もアンケート形式での通信調査による参考人意見聴取を行いました。

最低賃金基礎調査の提出をいただいた事業場を選定し、6 月 27 日に 36 事業場に発送し、提出期日は 7 月 22 日としましたが、29 事業場から回答をいただいております。

ただ、電線・ケーブル製造業とガラス・同製品製造業につきましては、事業場数及び最低賃金基礎調査対象事業場数が少ないことから、毎年、依頼する事業場が偏ってしまうのが実情となっているところです。

特定（産業別）最低賃金発効予定日について説明します。

特定（産業別）最低賃金の場合で、事業場において賃金締切日が 20 日締めのところ散見され、賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があり、審議の結果 12 月 21 日発効となりました。

発効日を 12 月 21 日と考えますと、答申を 10 月 21 日にいただきますと、異議申出の締め切りが 11 月 7 日ですので、異議申出があれば 11 月 8 日（火）に異議審を開催することとなります。昨年は異議の申出がなかったため、異議審は行われておりませんでした。

12 月 21 日の発効で、官報公示が 30 日前ということで 11 月 21 日の官報公示、それに合わせるためには、本審を 10 月 21 日（金）に開催して答申をいただく必要があります。

簡単ではございますが、資料等についての説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

（委員長）

ありがとうございます。

只今のご説明でございますけれども、4 業種につきまして、労使の皆様からご意見をいただきたいと思ひます。何かご意見ございましたらどうぞ。

（中村委員）

すみません。

(委員長)

はい、中村委員。

(中村委員)

すみません。私のほうからちょっと。

一回目の小委員会で、冒頭ご説明をいただいた必要性の有無について審議をさせていただくところですが、今日この後に3回目の専門部会があるわけなのですが、昨日2回目の専門部会を終わらせていただいて、中央の目安の方も示されました。

昨日もお話をさせていただきましたが、目安はあくまでも参考でございますので、その辺も留意しながらですね、考えてはいるのですけれども、まだちょっと今日この後の3回目の専門部会で、労側からいただいた部分について回答の方をさせていただくわけなのですが、ちょっとそこの中の開きといいますか部分もまだちょっとかなりあるかなと感じておりますし、また、この委員会の三人のメンバーの中でも、昨日もちょっと専門部会の中でも今日の小委員会の話をさせていただいている中で、ちょっと意見集約といいますか、意見が分かれている部分もございます。というところで、誠に申し訳ないのですが、今日の3回目の状況を見て、もう一回小委員会を開かせていただいて、再度、この特定最賃に関しては、地賃とは違って、県独自でございますので本当に慎重に協議を重ねていく必要があるのかなと思っておりますので、誠に申し訳ないのですが、もう一度小委員会を開いていただいて、結果を出させていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

使側の中村委員から、このようなご意見がでましたけれども、労側の委員の皆様はいかがですか。

(藤岡委員)

今、ご意見をいただいて、今回必要性が有るか無いかの審議であれば、先ほどおっしゃったところの部分、必要かどうかちょっと分からないところがありまして、委員長、私どもとしては、本日していただければありがたいのですが。

(委員長)

特定最賃の必要性の有無にかかわる審議におきましては、全会一致をもって決定しなければならない。これがこの小委員会のルールでございますので、多数決ではありませんということ。

それと、あくまで、産別の特定最低賃金に関しては、労使がイニシアティブをとってということございまして、専門部会このあと2時からございますが、そこは、公益もかなり関わらせていただく話なのですが、こちらの産別に関しましては、あくまで労使がイニシアティブを取って、要は、労使合意の元にやるということがルールでございますので。

中村委員のほうからそういうお話も出ました。労側の皆さんの方からも何でやという感じだと思いますが、そのあたりは、労使でご調整をしていただければなというふうに思いますが、いかがでございますか。もうちょっとご議論していただいても。

(前田委員)

よろしいですか。

(委員長)

はい、どうぞ。

(前田委員)

先ほど中村委員からおっしゃっていただいた状況というのは、重々理解できるかと思いますが、これ、昨年と何が違うのかというと、なんら変わりがない状況ではないでしょうか。昨年もこの小委員会の段階では、実は、当然地賃の協議中であり何も決まってない状況でありますし、今年に限っては第2回小委員会を設けてというのは、去年と何か大きく違うのかなという点ですね。

先ほど労働局から示された資料を見ていただくと、明らかにこちらからご提出をさせていただいた労働協約での最低賃金ですね、と、今の特定最低賃金の差というのは明らかでございますので、これを見ていただだけでも、改定の必要性は有りという判断。目安を下回っているということになれば、改めての協議かなと思うのですが、そうではありませんので、去年と何が違うのかも含めて、この場で決めていただければというのが本音でございます。

(委員長)

いかがですか。

(中村委員)

去年と何が違うのかというお話なのですが、去年のこの段階でも色々小委員会の我々のメンバーの中でも話が出ていたところなのですが、この数年見ていてですね、地賃の急激な上昇というのもあります。今年はまだ結果が出ていなのでどのような状況になるか皆目わからないのですが、そういう状況等々踏まえると、やはり慎重に議論をした方がいいのかなと感じているところでございまして、安易にこの段階でよし悪しという結論を控えたいなと思っているのですが。

あと、当然過去の経緯って色々あって、他県もそうですが、県によって色々特殊性があるわけじゃないですか、その産業が違いますので。昔、どこでもそうですけれど、各県特有の基幹産業というか、基幹業種というような形で、優遇というか、今見ていると全てが基幹産業かなと感じているところでもあり、その辺も踏まえて、丁度そういうタイミングで、考えるタイミングなのかなというふうには、ちょっと思っているのですけれどね。

(委員長)

なかなかご意見がこう着しそうな感じなのですが、今すぐじゃあというようなことになってしまうと、ちょっとあまりよろしくないような結論にならないのかなあという懸念をちょっと私はしているのですが。やはり全会一致というご議論の中で産別をやる。

今日、中村委員からご意見が出て、他の皆さんも今初めて聞かれたと思うんですね。それに対して今すぐご回答をとというのもなかなか難しいのではないのかなあと私も

考える次第でございまして、ここはちょっと、中村委員のお話にもございましたけれども、以前もこのようなお話があったかと思うんです。小委員会の時にね。その時もすぐにご結論を出すというのは、なかなか難しかったと聞いておりまして。最賃の3回目の結果を見ながら明日の4回目の頭にもう一度この小委員会を開かせていただき、許していただければ13時15分、そこで喧々譁々となってもしょうがないのかなと思いますので、専門部会の今日の流れ見ていただいた上で、専門部会終了後、労使双方でまたご調整をいただけるのであれば、明日のお話もできるのではないかなというふうに、委員長としては考えるのですが、皆様いかがでございませうか。

(安井会長)

私もひとこと言わせていただいてもよろしいですか。

(委員長)

どうぞ。

(安井会長)

やはり産別は、労使のイニシアティブをもって決めていただくことですので、先程三好委員長が言われたとおりでございます。

2月から始まりまして、前回の答申までにそれまでの時間に、我々としてはイニシアティブができていたものなのかなと、勝手に想像をしているのですけれども、今のお話を聞くとまだ十分なイニシアティブが取れていなかったのかもわかりません。今までの流れから言って、今まで特に大きな動きが無くって今日まで進んできたということは、ほぼほぼ暗黙の前提で合意のうえで進んできたんであろうなと考えるのが相当だと思います。そこで、今日になっていただいたということで、今すぐに採決をするよりはということでございますので、先程委員長から提案がございましたように、若干時間を置いて善処する方法っていうか、全会一致が得られるような方法で若干の調整をしていただいた上で、今日ちょっと保留にする委員長提案につきましては、非常に良い案なのかなと私は考えております。ただ、その前提として全会一致に向けての調整時間だよというふうに捉えていただかないと、やる意味がありませんので、ある程度ご理解・了解いただいたうえで進めていただきたいというのが、私のお願いでございます。いかがでしょうか。

(藤岡委員)

全会一致というのが必要だと思いますので、是非2回目をなるべく早急にとということをお願いいたします。

(委員長)

必要性無しのために引き延ばすわけではございませんので、我々そう思っております。労使双方ご誠実にご調整をいただいたうえで、全会一致を目指して、明日再度ご議論をいただくという形でご調整させていただきたいと思っております。その前提でよろしく申し上げます。

では、明日ですね、13時15分に再開をさせていただきます。それまでは、休会とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

このあと、専門部会がありますけれども、専門部会が終わったあと、労使ちよつとご相談をしていただいて、歩み寄っていただけないのかというのは、何とぞご検討をいただきたいとお願い申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、小委員会を中断という形で、休会にさせていただきます。

(室 長)

そうしましたら、三重地方最低賃金審議会小委員会につきましては、明日8月4日、1時15分からこの場で開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上